

## 集会アピール

本日、東京高等裁判所は、原告・JR東海会社が東京地方裁判所での組合側勝利の判決を不服として争っていた事件（平成22年（行コ）第149号事件）で、JR東海会社の訴えを退け棄却の判決を言い渡した。

この事件は、大阪台検車両所分会が、組合のビラ配布行動への介入及び組合掲示物撤去は不当労働行為にあると大阪府労働委員会へ救済申し立てを行い、その結果組合側が勝利し、その後、中央労働委員会、東京地方裁判所でも組合側の主張が認められ勝利した。そして本日、東京高等裁判所においても勝利をした。これで、会社・管理者の行為が不当労働行為にあると4度にわたり判断が下されたのである。

会社は、判決を真摯に受け止め、直ちに私たちに謝罪するべきである。

今回の判決でも、職場内での組合ビラ配布行動に対し、会社が当時の分会書記長を呼び出して事情聴取を行ったこと。さらに、呼び出しての事情聴取を問題だと指摘した組合掲示物を一方的に撤去したことは、不当労働行為であることが証明されたのである。そして、組合掲示物撤去に関しては、この間の私たちの長年にわたる闘いによって、会社は2度にわたり「今後このような行為を繰り返さないようにします」と謝罪文を組合に手交しているにもかかわらず、10月に入ってから立て続けに組合掲示物を不当にも撤去してきている。反省するどころか、裁判所の判決や労働委員会の命令を無視し、会社の意に沿わない、都合の悪い事や真実を他労組組合員に見せず圧殺しようとする不法行為を繰り返す会社の姿勢は断じて許せるものではない。断固抗議する。

ここ数年社員の自殺や精神疾患による休職者が多く生み出されている。これは職場の人間関係や職場環境が大きく影響するものであり、些細なミスや事故などに対する会社の行き過ぎた対応。例えば、長期乗務停止、長時間拘束しての事情聴取、威圧的な管理者の指導、反省レポート提出強要など、一方的にルールならざるルールを作り、ルールに従わない者が悪い。だから処分されても仕方がないという現象を意識的に作りながら、管理者に追及され精神的に不安が増大する状況となっている。今こそ、職場に渦巻く不安と不満に耳を傾け怒りを共有し、職場から鉄道の安全と労働者の命と生活を守るために労働組合としてのチェック機能を発揮しなければならない。

私たちは、石川さん、京力さんの不当解雇から17年、反動の嵐に抗して労働者魂を燃え上がらせ果敢に闘ってきた。そして、これからも加藤誠二さん、美世志会の職場復帰を勝ち取る闘いと、仲間の絆を大切に一切の組織破壊攻撃を許さず、多くの労働者に勇気と自信を与える闘いを職場から組織一丸となって展開していくことを明らかにする。

2010年10月21日

J R 東 海 労 働 組 合  
J R東海労新幹線関西地方本部  
J R東海労大阪台検車両所分会  
行政訴訟（L）高裁勝利報告集会